

第33回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 令和5年11月8日（水） 9：00～11：58
- 2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（Web会議併用）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、こども家庭庁、総務省（統計局）、総務省（情報流通行政局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

- 1 生産物分類の検討の経緯と今後の検討スケジュールについて
- 2 生産物分類コードの取扱いについて
- 3 生産物分類項目の修正について

5 概 要

【議題1 生産物分類の検討の経緯と今後の検討スケジュールについて】

特段、意見等はなし。

【議題2 生産物分類コードの取扱いについて】

修正については事務局案のとおり了承された。主な意見等は以下のとおり。

- 例えば、詳細分類Aを分割する際には、Aを廃止し、新たにBとCという分類を設定するという理解で間違いないか。また、分割せずとも、内容例示を充実すれば、従前の分類で収まる場合もあるかと思うが、その場合は従前のコードを用いるということで良いか。
→ 分類の設定方法については、ご認識のとおり。軽微な内容例示を修正のみで対応できる場合は、そのままのコードを用いるとともに、注意喚起を図りたい。大幅な変更が生じた場合は個別判断としたい。また、項目名については、さまざまな例が考えられるため個別判断としたい。
- 名称変更は、生産物の内容の分かりやすさにも影響するため注意を要する。
→ 項目番号については、日本標準産業分類との紐付けは行わないが、項目名については紐付けを行うこともあり得る。そのため、日本標準産業分類の項目名が変更された場合には、併せて生産物分類の項目名も変更されることがあり得る。
- 日本標準産業分類の項目名の変更の際には、生産物分類への影響に注意されたい。
- 少し複雑な面もあり、理解するのに時間を要するかもしれないが、過去との接続が明らかになるため、機能として非常に評価できる。

【議題3 生産物分類項目の修正について】

事務局より、資料3-1～3-3に基づき、生産物分類項目の修正案について議論いただきたい項

目を抜粋して説明を行った。

- 資料3-1に記載する次の項目については、特段、意見等はなく事務局案のとおり了承された。

No.3 ぶどう糖、水あめ、異性化糖
No.16 放送附帯サービス
No.26 ロードサービス
No.32 クレジットカードによらない販売信用サービス
No.58 舞台技術サービス
No.62 美術・工芸等教授サービス
No.77 療術サービス
No.82・83 ペストコントロールサービス
No.84 著作権の使用許諾サービス

- 資料3-1に記載する次の項目については、事務局案のとおり了承され、質疑応答があった。主な御意見等は以下のとおり。

(No.19 テレビ番組の制作・配給サービス)

- テレビ番組以外のインターネットに掲載される動画の制作は別の分類項目に分類されるのか。
→ 「その他の映像制作サービス」に含まれる。

(No.23 貨物自動車運送サービス)

- 「その他の貨物自動車運送サービス」の内訳を明らかにし、特定できる名称のものとする必要はないのか。また、分類の構造として今回は「〇〇を除く」と表記し、「その他の〇〇」の項目を作らないということだが、他にもこの項目と同様の表記がされている項目はあるのか。
→ 令和3年の経済センサスー活動調査の結果によると、当該分類項目の金額が大きいことが御意見提出の発端であったが、当該分類項目の範囲は、バスケット項目としての「その他」ではなく「引越」、「宅配便」及び「霊柩車」を除いた「その他」であり、誤認しやすい名称であることが問題の本質であったため、分類項目の範囲の修正は検討していない。また、「〇〇を除く」との表記は、今回の修正対象の中にはない。
- 当該分類項目にはトラックで運送を行う事業所が入るという理解で良いか。
→ 引越や宅配、霊柩車サービス以外の運送、例えば、建築資材など様々な品物の運送が含まれる。

(No.53 店舗内飲食サービス)

- 生産物分類を日本標準産業分類の細分類と同様にすると、項目が細かすぎるため調査で回答できないのではないかと。一方で、産業分類検討チームにおいて、生産物分類では把握できないことを理由に日本標準産業分類の項目は変更しないという意見があったため、次回の日本標準産業分類の改定においては整理を行う必要があると考える。
- 厚生労働省が料理店の種類で項目を分ける意図は何か。
→ 補助金などの行政施策のため、対象とする事業所を行政目的に沿う形で区分する意図があると考えられる。

(No.55・56 スポーツ施設利用サービス)

- 経済センサスー活動調査では、利用目的を限定しているのか。また、今回の修正は調査実施の観点から問題があったわけではないという理解で良いか。
 - 経済センサスー活動調査では、生産物分類の説明・内容例示を使用していることから、利用目的を限定していない。また、調査においては、特段の問題は発生していない。

(No.59 テレビ番組の美術セットを製作するサービス)

- 美術セットの製作は製造業とはならないのか。また、映画の美術セットもこの項目に含まれるのか。
 - 美術セットを現場で組み立てるサービスを提供していると考える。また、映画の美術セットも同様と考える。なお、舞台芸術はリアルタイムで提供されることからストックやコピーが可能なテレビ、映画とは別であると考え。

- 資料3-1に記載する次の項目については、御指摘・御質問を受け、修正案・御回答を次回報告することとされた。主な御意見等は以下のとおり。

(No.8 パソコン（ノートブック型）、その他の端末装置)

- キーボード等が別売りのパーソナルコンピュータはタブレット型となるが、スマートフォンは携帯電話機の項目に含まれるという理解で良いか。現在ではスマートフォンとパーソナルコンピュータは境界があいまいになっていると考えられる。
 - スマートフォンは携帯電話機の項目に含まれる。これらの機器は変化が早い分野であると認識している。
- 携帯電話機の項目に含まれる生産物の主流はスマートフォンであると思われる。スマートフォンは電話機能のあるタブレットとも言える。用途や機能を踏まえるとパーソナルコンピュータの分類項目の修正とは、今回は、別なものとして今後の検討課題としたい。
 - 承知した。
- 「パーソナルコンピュータ」とワークステーションをはじめとした「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）」の分類項目の違いは何か。
 - 内容を確認した上で回答する。

(No.21 マーケットプレイスの生産物)

- 現在改定中の国際標準産業分類においては、インターネットを経由した仲介サービスについては、旅行業や飲食業などそれぞれに分類されることと整理される方向性が示されているが、日本標準産業分類での取り扱いはどのようになっているか。
 - 日本標準産業分類の整理と同様に、生産物分類においても個別の産業に分類すると考える。各企業において、提供しているサービスの届出や登録、許可の状況により分類が異なる場合もあり、必ずしも国際分類と整合しない。
- 日本標準産業分類と生産物分類、国際標準産業分類の整理が一致していることが望ましいが、まずは現状を確認してもらいたい。
 - 承知した。
- 資料3-2の生産物分類項目の説明文において、「ウェブ情報検索・提供サービス」では「イ

インターネット経由で」と記載し、「マーケットプレイス提供サービス」では「インターネットを通じて」と記載されているが、使い分けが行われているのか。

→ 各生産物分類項目の設定経緯などを確認して回答する。

(No.24 3PLサービス)

- 製造プロセスには関わらないという理解で良いか。
 - 3PLサービスの範囲には、製造プロセスに当たるサービスも含めることとして整理をしている。例えば、顧客から委託を受けて商品を仕入れ、組立てを行い、それらを配送するまで一貫して請負っている場合などがあり、幅広い内容が含まれる。また、企業によって提供するサービスの範囲は異なるため、説明文にはその説明を列挙し、「など」と記載した次第である。
- 3PLサービスに製造活動を含めて良いかという問題がある一方で、切り分けられない複合的なサービスを把握できるという生産物分類の良い面もある。
- 流通加工に限らず、加工も含むということか。
 - 顧客のためにオーダーメイドのサービスが提供されており、要望があれば加工も行われている場合があると思料する。
- 委託されて商品の入荷を行っている場合、所有権はどちらにあるのか。
 - 所有権については確認できていない。
 - 3PLサービスの業態が変化しており、その範囲が拡大し多様化していることについて理解した。
- 現行の分類項目名称「サードパーティーロジスティクスサービス」について、項目名に「・」を入れて「3PL (サード・パーティ・ロジスティクス) サービス」に修正することだが、単語の意味を考慮すると区切るべき位置を修正すべきである。最初の「・」は削除し、「サードパーティ・ロジスティクス」とすべきではないか。
 - 日本標準産業分類第14回改定時の統計委員会の答申の記載ぶりに合わせたものであるが、御指摘を踏まえ修正を検討することとしたい。

(No.48 会議室賃貸サービス)

- 「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の×例示「シェアオフィス (時間又は日数単位で賃貸するもの)」から判断すると、月単位の賃貸は「事務所用建物・スペース賃貸サービス」へ分類されるのか。
 - ご認識のとおり。
 - 「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の例示「× シェアオフィス (時間又は日数単位で賃貸するもの)」は、1か月未満つまり31日未満という意味なのか。1か月以上の賃貸が「事務所用建物・スペース賃貸サービス」に分類されるのであれば、例示等で明確にすべきではないか。
 - 例示の記載について再検討したい。
- 契約期間が月単位以上のシェアオフィスが存在するのであれば、「シェアオフィス (月又は年単位で賃貸するもの)」といったように例示する必要があるのではないか。
 - 例示の記載について再検討したい。

- 詳細分類の項目として「長期シェアオフィス」、「短期シェアオフィス」と分類してはどうか。また、塾や料理教室など作業場としての利用も考えられるため、「事務所用建物賃貸サービス」の項目名を「事務所用」から「事業用」としても良いのではないかと。
 → 詳細分類として設定されている「店舗用建物賃貸サービス」や「物流施設賃貸サービス」等との整合を図りつつ、期間や用途が明確になるよう項目名を含めて再検討したい。
- 現行の分類の考え方は、作業場としての賃貸は「その他の非住宅用建物・スペース賃貸サービス」に分類されるのか。
- そのとおりと考えているが、設定当時は建物の使用目的ではなく、建築物の種類に着目して分類を設定している。
- 詳細分類「会議室賃貸サービス」及び詳細分類「その他のスペース賃貸サービス」の例示に「× 劇場賃貸サービス」とあるが、詳細分類の名称「劇場式ホール等賃貸サービス」と表記が異なるため統一した方が良いのではないかと。
 → 修正を検討する。

(No.64・65 職業技能教授サービス)

- 「IT技能・教養教授サービス」の説明に、専修学校（一般課程）・各種学校による教授とある一方、「職業技能教授サービス」にも専修学校（一般課程）・各種学校による教授とあるが、同じ専修学校でも資格取得を目的とする場合は「職業技能教授サービス」に分類されるという理解で良いのか。また、「IT技能・教養教授サービス」の需要先識別コードが「9：混在・不明」となっているが、これは企業が社員に資格取得をさせることを想定した設定か。
 → 「職業技能教授サービス」と「IT技能・教養教授サービス」の分類の違いは、ご認識のとおり。需要先識別コードについては、再度整理したい。
- 社会人のリカレント教育は、教授する相手で分類している概念だが、生産物分類ではどのように分類されるのか。
 → 考え方を整理したい。

(以上)